

新型コロナウイルス感染症への対応のため、遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和2年5月1日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課
大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課

文部科学省高等教育局大学振興課

遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、面接授業が実施できない状況が長期化することが想定されることから、このたび、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における遠隔授業等の面接授業以外の実施に係る留意点や、実習等の弾力的な取扱いについて、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、以下に示す考え方は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合か否かにかかわらず、当てはまるものと考えておりますが、当該要請があった場合の具体的な教育活動の方法については、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断するようお願いいたします。

記

1. 遠隔授業等の実施に係る留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合が想定されます。

大学設置基準第25条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していますが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

この際、以下の事項に留意いただくようお願いいたします。

- ・ 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・ 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- ・ 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・ 大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

2. 実習等の授業の弾力的な取扱い

(1) 実習・実験・実技により行われる授業（以下「実習等の授業」という。）についても、以下に示す考え方も参考としながら、新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮しつつ、必要な学修の機会を確保していただくようお願いいたします。

ア 臨時休業等により大学等に通学できない期間

可能な限り、面接授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、各大学等において面接授業が不可欠と判断するものについては、後期・次年度以降に実施するなど実施時期の後ろ倒しにより対応することが考えられます。そのことに伴って、授業計画（シラバス）等を修正する場合には、学生に対する丁寧な説明に努めてください。

(具体的な取組例)

- ・ 学生目線で分かりやすい動画や写真の活用による実験手法・機器操作等の学習やシミュレーション実験の活用
- ・ 体育実技について、遠隔授業等によりレクチャーを行い、実技は課題として課すとともに、実施状況をレポート等の提出等により報告
- ・ 遠隔授業等で代替可能な内容（原理の理解、装置構成の理解、データ取得方法の理解等）を実施しつつ、対面が必要な内容については夏季休業期間や後期授業期間に後ろ倒しして対応

イ 臨時休業期間の終了等により通学が可能な場合

地域の感染状況を踏まえつつ、通勤時間帯を避けられるよう授業の開始時間を変更することや、3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策を講じた上での授業の分散実施など，感染リスクに十分配慮した上で、実習等の授業を実施することが考えられます。

(2) これらの考え方に加え、教育実習については「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和2年5月1日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）を、医療系等の実習については「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（2月28日付文科省初中局・高等局、厚労省医政局・健康局・医薬・生活衛生局・社会・援護局・障害保険福祉部事務連絡）を踏まえ、実施していただくようお願いいたします。

その他の課程認定に係る実習等の授業の取扱いについては、関係省庁・部署等が示している考え方を踏まえるとともに、必要に応じて当該関係省庁・部署等に相談していただくようお願いいたします。

3. 個々の学生の状況に応じた学修機会の確保

学生の個別の状況等も踏まえ、補講授業の開設や、後期・次年度以降における再履修を可能とするなど、それぞれの学生が必要な教育を受け、学修の機会が確保できるように配慮していただきますようお願いいたします。

特に、美術、音楽や体育関係の分野等、遠隔授業の実施によっては面接授業に相当する教育効果を認めることが困難な授業科目が多く開設されているような学部等においては、学生の状況や希望等も踏まえ、こうした修学上の様々な配慮や工夫について検討を行うようお願いいたします。

また、従前より授業の実施時期・方法の変更や、これらに伴う授業計画（シラバス）等の修正については学生に対する説明を行うようお伝えしているところですが、学生が単位取得等について大きな不安を抱えていることも踏まえ、より丁寧に説明することに努めてくださるようお願いいたします。

加えて、教育研究を進める上で重要な役割を担っている大学図書館や情報インフラなどに関して、引き続きオンラインサービスの充実を図りつつ、在宅での利活用が著しく困難な場合については、学修機会等の確保のため、感染拡大防止のための措置を最大限講じた上で、必要最小限の形で利活用を可能とするための検討を行うようお願いいたします。

4. 遠隔授業の実施等に係る課題と知見の共有

国内外の大学等における遠隔授業の準備及び実施にあたっての課題とその解決策、良好事例などを文部科学省及び大学等において広く共有しながら、遠隔授業の優れた取組の普及や改善に繋げていくことが極めて重要です。例えば、国立情報学研究所に

においては、大学等における遠隔授業の実施・検討等に資するため、「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」が開催されていますので、必要に応じて参照ください。

文部科学省としては、このような取組みと連携し促進を図ることで、具体的事例の情報収集及び周知を行ってまいります。

(国立情報学研究所ホームページ)

<https://www.nii.ac.jp/news/2020/0325.html>



5. 学生の通信環境への配慮等について

遠隔授業の実施に当たっては、令和2年4月6日付け2文科高第36号「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について」においてお知らせしたとおり、学生の通信環境に十分配慮いただくとともに、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫を改めてお願いします。

学生が遠隔授業を受講する際には、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境の確保に関し、各電気通信事業者が提供している携帯電話の通信容量制限等に係る特別な支援措置を活用することが考えられますので、遠隔授業の実施に当たっては、学生に当該支援措置についてあわせて周知いただくようお願いいたします。

なお、当該支援措置は、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、大学等の遠隔授業における学生の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各大学等においては、当該支援措置の趣旨について、HPへの掲載や学生へのメール連絡等により学生に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組を改めてお願いいたします。

(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html



【参考】

- ・「令和2年度における大学等の授業の開始等について」(令和2年3月24日元文科高第1259号)

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf



- ・「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について」（令和2年4月6日2文科高第36号）

https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_5_1.pdf



- ・「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A の送付について（4月21日時点）」（令和2年4月21日大学振興課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf



<本件連絡先>

（全体について）

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp

（遠隔授業の推進について）

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-2501

メール：senmon@mext.go.jp

（教育実習について）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話：03-5253-4111（内線2451）

メール：kyo-men@mext.go.jp

（医療系の実習について）

文部科学省高等教育局医学教育課

電話：03-6734-2508

メール：igaku@mext.go.jp

（大学図書館等について）

文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付

電話：03-6734-4079

メール：jyogaku@mext.go.jp

令和 2 年 5 月 1 日

各 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課

殿

文部科学省高等教育局大学振興課

令和 2 年度補正予算における「新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金」について

令和 2 年 4 月 3 0 日、令和 2 年度補正予算（第 1 号）が成立したところですが、当該予算に基づき、内閣府所管として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されました。

当該交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるものであり、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付することとされています。

高等教育関係について言えば、あくまで各地方公共団体の判断となりますが、遠隔授業の実施に必要な環境整備や家計が急変した学生に対し大学等が独自に行う授業料減免等に係る支援等を実施計画に盛り込むことも考えられます。

交付金については別紙のとおり、内閣府地方創生推進室から各地方公共団体財政担当課等へ事務連絡が発出されておりますので、各公立大学法人及び大学等を設置する各地方公共団体におかれては、各設立団体等に御相談の上、当該交付金の活用を御検討ください。

なお、次紙に示すとおり内閣府地方創生推進事務局ホームページにておいて、要綱等が公表されておりますが、併せて交付金の活用にあたって参考となる情報が「活用事例集（第一版）」として、とりまとめられています。

遠隔授業の実施や授業料等の減免等に係る支援についても掲載されておりますので、御覧いただき、御検討の参考にさせていただきますようお願いいたします。

《内閣府ホームページ》

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する情報全般)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

(活用事例集の掲載箇所)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/jireisyu.pdf>

- ・【61 頁】 103. 遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業
- ・【63 頁】 107. 家計急変学生等支援事業

【本件お問い合わせ先】

(本事務連絡について)

文部科学省高等教育局大学振興課

公立大学係 田才（タサイ）

電話：03-5253-4111(代表) (内線 2418)

Fax：03-6734-3387

e-mail: daigakuc@mext.go.jp

(参 考 资 料)

大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

～ピンチをチャンスに。大学・高専の遠隔授業の推進～

【概要】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、高等教育機関（大学・高専）は、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境整備が必須。
- これは、人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備に繋がるもの。

【施策】

■ 施策1 遠隔授業の実施に係るルールの明確化

- ✓ 学生の学修機会を確保しつつ、教室に日常的に長時間集まることによる感染リスクに対応するため、これまで必ずしも法令上明確ではなかった、遠隔授業の実施に係るルールを明確化。（3月24日局長通知、4月21日Q&A更新、5月1日留意点通知、など）

・遠隔授業を自宅等において受講することは可能

・遠隔授業により修得できる単位数は60単位が上限。他方、**特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものは、面接授業に限らず、遠隔授業等の実施など、弾力的運用が可能。この場合、上記60単位上限への参入不要。**

＜遠隔授業の例＞

例1：テレビ会議システムを用いた遠隔授業【遠隔の双方向授業】

→学生は自宅に居ながら教員・学生との双方向のやりとりが可能

例2：オンライン教材（MOOCなど）を用いた遠隔授業【オンデマンド授業】

→スライド資料や動画で学びつつ、Web上で課題提出・フィードバック・意見交換

■ 施策2 遠隔授業のための環境整備支援【補正予算関係】

- ✓ 大学・高専で遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び支援体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を支援。

＜必要な支援例＞

遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備、カメラ・音声機器、モバイル通信装置、機器・ソフトウェアのトラブル対応や授業支援のための専門的人材（TA等）の配置、等



大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

～ピンチをチャンスに、大学・高専の遠隔授業の推進～

【施策】

■ 施策3 教育の情報化に対応した著作権法改正の早期施行

- ✓ 平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、4月28日に施行。
- ✓ 学校の授業における資料のインターネット送信については、従来は個別の許諾が必要であったところ、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に利用することが可能に。
- ✓ 権利者団体（SARTRAS）は、令和2年度に限って、補償金額を特例的に「無償」とする旨申請、4月24日付けで文化庁認可。

■ 施策4 学生の学習に係る通信環境の確保

- ✓ 総務省より通信事業者に対し、学生の学修に係る通信環境を確保するため、学生の通信料負担の軽減を要請。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが期間限定でデータ通信料の一部無償化を発表。（4月3日）
- ✓ その後、他の通信事業者においても、同様の措置を発表。
- ✓ 文部科学省は大学・高専に対し、遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等（オンライン教材の低容量化、ダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定、学習目的での利用に限るよう学生への周知徹底、など）について通知。（4月6日局長通知）

■ 施策5 優れた教育取組の試行・全国展開

- ✓ 遠隔授業も含め、デジタル技術等を活用した特色ある優れた教育取組のアイデアを、大学教員と民間（Edtechスタートアップ等）が協働で、「授業」の教育現場で実践、試行錯誤、実装・全国展開していく取組みを、今後、開始予定。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（抄）【令和2年4月20日閣議決定】

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

（前略）遠隔教育に関しては、・・・学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための**授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。**また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

- 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（文部科学省）
- 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、**休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、**以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（1）～（2） 略

（3）遠隔授業における単位取得数の制限緩和

（中略）大学も同様に、単位数が124単位中60単位までとの制限がある。これらの**遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。**

（4） 略

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする改正著作権法は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について（令和2年4月23日（木）16時時点）

遠隔授業の活用に関する検討状況について

（1）全国の状況：**59.5%が「遠隔授業を実施する」、39.2%が「検討中」と回答**

（計98.6%の大学等が遠隔授業について「実施」若しくは「検討中」という状況）

	遠隔授業を実施する	検討中	実施予定はない
国立大学	54校（72.0%）	21校（28.0%）	0校（0.0%）
公立大学	33校（45.8%）	39校（54.2%）	0校（0.0%）
私立大学	360校（59.9%）	230校（38.3%）	11校（1.8%）
高等専門学校	31校（55.4%）	25校（44.6%）	0校（0.0%）
（全体）	478校（59.5%）	315校（39.2%）	11校（1.4%）

（※）表中の割合は、回答があった全国の学校数を母数として集計している。
設置種別の割合は各設置種別の回答校数を母数としている。

（2）特定警戒都道府県（東京、大阪、北海道、茨城、埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、兵庫、福岡）の状況：
61.3%が「遠隔授業を実施する」、38.3%が「検討中」と回答

（計99.6%の大学等が遠隔授業について「実施」若しくは「検討中」という状況）

	遠隔授業を実施する	検討中	実施予定はない
国立大学	22校（64.7%）	12校（35.3%）	0校（0.0%）
公立大学	12校（44.4%）	15校（55.6%）	0校（0.0%）
私立大学	258校（62.3%）	154校（37.2%）	2校（0.5%）
高等専門学校	11校（57.9%）	8校（42.1%）	0校（0.0%）
（全体）	303校（61.3%）	189校（38.3%）	2校（0.4%）

（※）表中の割合は、回答があった13都道府県の学校数を母数として集計している。
設置種別の割合は各設置種別の回答校数を母数としている。

※新型コロナウイルス感染症対策に関し、大学・短期大学及び高等専門学校における、授業開始に際しての対応状況等を（令和2年4月23日（木）16時00分時点）について、調査結果を取りまとめたもの。「遠隔授業を実施する」の回答には、例年通りの日程で授業を開始しつつ遠隔授業を行うものや、授業開始日程を遅らせた上で遠隔授業を行うものを含む。

遠隔授業の実施に係るルールの明確化

- 4月21日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、遠隔授業の活用に係るQ&Aの更新版を送付し、新型コロナウイルス感染症対策として、特例的な措置で遠隔授業を実施した場合の考え方を明示。

問17 新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、60単位の上限に算入する必要があるか。【更新】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。
 具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、面接授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「面接授業以外の授業」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。
- 上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はありません。
- なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の（1）から（3）までについて、留意頂くようお願いします。
 - （1）授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
 - （2）授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
 - （3）大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

【概要】

(文部科学省所管)

(背景・課題)

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校・専修学校において感染リスクが拡大している状況。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

(対応)

- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

(効果)

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

②遠隔授業を行うための機材整備

大学等側 ：カメラ・音声機器等

学生側 ：モバイル通信装置

③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

（機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（T A等）の配置など）



● 補正予算の申請・執行に係る統一的な考え方の策定

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を踏まえ、補助金**申請及び執行の迅速性及び適切性を確保**する観点から、**大学・高等専門学校共通の「基本的な考え方」**を策定。

● 補助金申請・執行の対象機関等

- ✓ 対象となる機関は、**遠隔授業を現在実施している**、又は、**速やかに遠隔授業を実施することを計画している**大学等。その中から**「緊急性」が高い大学等により重点的に配分**。
- ✓ 緊急性については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある**「特定警戒都道府県」の区域に所在する大学等**など、**4段階の考え方**（※）を提示。

（※）緊急性順位1 特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」の区域に所在する大学等

緊急性順位2 緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県にあって、施設の使用制限や地域の移動制限に係る要請が発出されている都道府県に所在する大学等

緊急性順位3 大学等が所在する地域にクラスターが発生するなど、感染症対策の緊急性が高まっている地域に所在する大学等

緊急性順位4 その他特別な事情により、遠隔授業の実施に係る緊急性が高い大学等

● 補助金申請・執行にあたっての留意点

- ✓ 緊急経済対策の趣旨を踏まえ、**計画性・効率性・実現性・その他の留意事項**を大学等に**通知**。
- ✓ これらは、**補助金配分の審査項目とはしない**ものの、補助目的を達成するために重要な事項であることから、**各大学等において厳に留意いただくよう依頼**。
- ✓ また、通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際、**各大学の状況に応じた適切なオプションについて相談・調整を依頼**するとともに、その際に考えられる割引オプションの例※について情報提供。

※通信端末費等の割引、一定期間通信量無制限・途中解約制限（違約金）なしプラン など

事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校において感染リスクが拡大。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。
- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

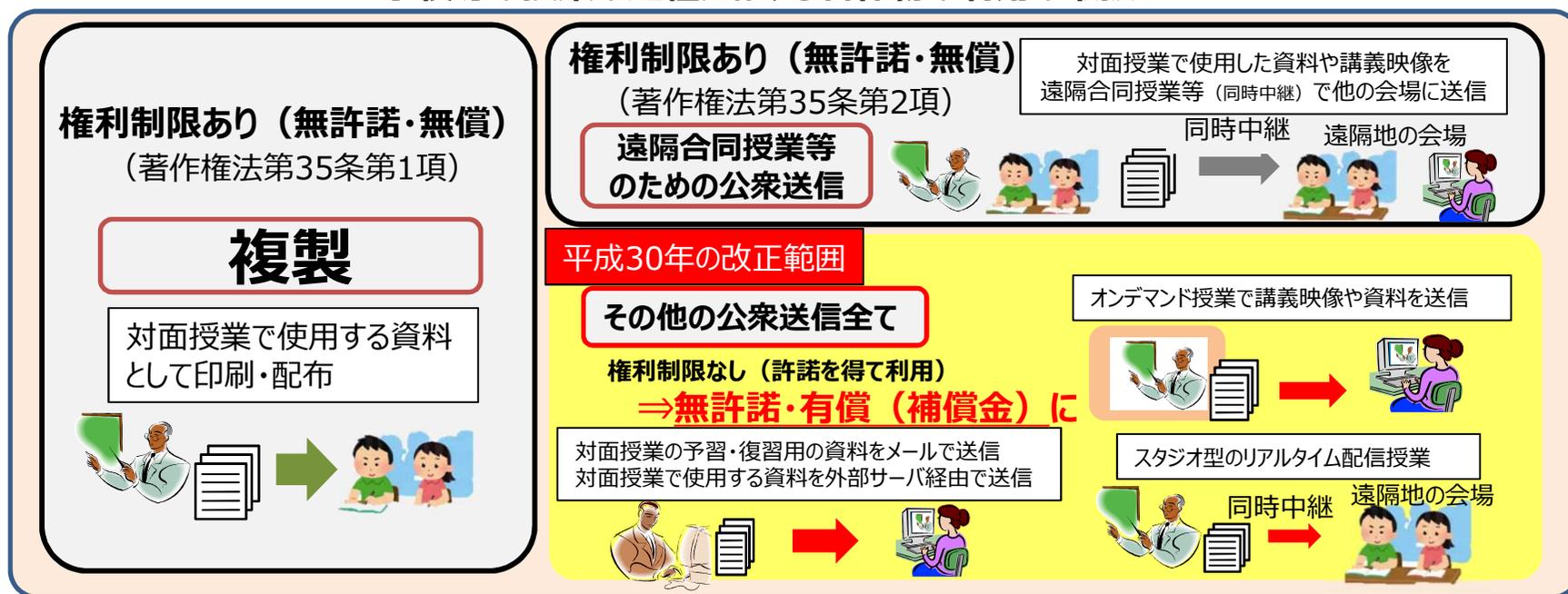
事業概要

- **事業名** 大学等における遠隔授業活用推進事業（仮称）
※国立大学法人情報機器整備費補助金、独立行政法人高等専門学校機構情報機器整備費補助金、私立学校情報機器整備費補助金
- **対象** 国立大学、国立高等専門学校、私立大学・短期大学・高等専門学校
- **補助対象経費**
 - ① 大学等が行う遠隔授業を実施するために必要な設備整備費
 - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバ等の購入費
 - ※遠隔授業実施に係る設備等の運搬費、設置・据付費を含む
 - ・遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク及びこれらの附属品）の購入費
 - ② インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、LTE対応通信機器（USB dongle等）、その他これらと同等の機能を有すると認められる物品）の購入費（初期設定費を含む）
 - ③ インターネット回線に接続し、複数の者が情報機器端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施にあたり必要となるソフトウェアの購入費、使用料
 - ④ 遠隔授業設備の専門的指導や利用支援等を行う者の人件費
（備考）
 - ・補助対象限度額は1学校あたり18,750千円とする。
 - ・なお、②に係る経費については、1台あたり10,000円を上限とする。

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要 (授業目的公衆送信補償金制度の早期施行)

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること**は、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正**し、「**その他の公衆送信**」について、**補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
(第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（**令和3年5月24日**）までに施行とされている。)
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて、**令和2年4月28日から施行**。
(4月16日に、関係者フォーラムで運用指針等を策定。4月24日に、**令和2年度に限って補償金を無償とすることを文化庁長官が認可**)

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要（授業目的公衆送信補償金制度の早期施行）

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



2020年4月6日

「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」での認可申請について

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長 土肥一史

日頃、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、本協会）の業務にご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度本協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンラインでの遠隔授業等で著作物が教材として円滑に利用できるよう、2020年度に限った特例として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金額を「無償」として文化庁長官に認可申請することを決定しました。認可申請は、教育機関設置者の団体の意見聴取を経て、4月中旬にも行う見通しです。

2018年5月公布の改正著作権法で定められた「授業目的公衆送信補償金制度」により、教育機関が授業の過程で著作物を教材に利用する場合、著作権者の許諾を得ることなく、メールで送信したり、サーバーにアップロードしたりすることが可能になります。ただ、その代わりに、教育機関設置者は、文化庁長官が法律に基づいて指定する唯一の指定管理団体である本協会に一定額の「補償金」（金額は文化庁長官の認可事項）を支払うことが必要となります（制度の詳細は、添付資料を参照）。

（後略）

※令和2年4月6日（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）報道発表資料より
<https://sartras.or.jp/archives/20200406/>

報道発表



令和2年4月24日

令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について

令和2年4月28日から施行される授業目的公衆送信補償金制度に関して、令和2年4月20日付けで一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会から、令和2年度の補償金額を特例的に無償とする旨の申請があり、文化審議会における審議を経て、本日24日付けで文化庁長官により認可されましたので、お知らせいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、令和2年4月28日から施行することとなっています。

学校の授業の過程における資料のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できることとなります。

本制度は、学校の設置者が各分野の権利者団体で構成される指定管理団体に一括して補償金を支払うものですが、令和2年4月20日に、指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」より、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償とする旨の認可申請が行われました。

文化審議会による審議を経て、本日24日付けで文化庁長官により令和2年度の補償金額を無償とする旨の認可が行われました。これにより、令和2年4月28日から、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償として、本制度が施行されることとなります。

(後略)

※令和2年4月24日文化庁報道発表資料より

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_01.pdf

学生の学習に係る通信環境の確保

- 4月3日、総務省より通信事業者に対し、学生の通信料負担の軽減を要請
- 同日、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが期間限定でデータ通信料の一部無償化を発表

令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する要請

総務省は、本日、電気通信事業者関連4団体に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保について要請を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応し、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をすることが必要となっていますが、学生等の自宅等の通信環境によっては携帯電話の通信容量制限等により学習を行うことが困難な場合も想定されます。

このような状況を踏まえ、総務省では、電気通信事業者関連4団体((一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟及び(一社)日本インターネットプロバイダー協会)に対し、各団体の会員各社において、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をするための通信環境の確保に関し、携帯電話の通信容量制限等について、柔軟な措置を講ずること、及びその講ずることとした措置について、利用者等に対し広く周知するとともに、インターネットの適切な利用についての啓発を更に強化するよう努めることについて要請を行いました。

各団体への要請の内容は、[別添](#)を御覧ください。

※令和2年4月3日総務省報道発表資料より、赤字追記

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000630.html

- NTTドコモ 発表資料 : https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/200403_00.html
- KDDI 発表資料 : <https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/04/03/4364.html>
- ソフトバンク 発表資料 : https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200403_01/

学生の学習に係る通信環境の確保

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する取組状況 (令和2年4月28日時点)

項番	事業者名	キャリア名	期間	容量	対象年齢
1	株式会社ウィルコム沖縄	ソフトバンク、ワイモバイル	4/3～5/31	50GB/月 テザリングオプションの利用料金を無償化	25歳以下
2	NTTコミュニケーションズ株式会社	OCN モバイル ONE	4/9～5/31	10GB/月	25歳以下
3	株式会社NTTドコモ	NTTdocomo	4/1～6/30	50GB/月	25歳以下
4	大分ケーブルテレコム株式会社	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
5	沖縄セルラー電話株式会社	au	4/1～5/31	50GB/月 テザリングオプション利用料を無償化	25歳以下
6	株式会社オプテージ	mineo (マイネオ)	4/1～5/31	10GB/月	25歳以下
7	KDDI株式会社	au	4/1～5/31	50GB/月 テザリングオプション利用料を無償化	25歳以下
8	株式会社ケーブルネット下関	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
9	株式会社ジェイコムウエスト	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
10	株式会社ジェイコム九州	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
11	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
12	株式会社ジェイコム札幌	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
13	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
14	株式会社ジェイコム千葉	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
15	株式会社ジェイコム東京	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
16	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	nuroモバイル	4/13～7/31まで利用可	20GB (期間)	25歳以下
17	ソフトバンク株式会社	ソフトバンク、ワイモバイル	4/3～5/31	50GB/月 テザリングオプションの利用料金を無償化	25歳以下
18	土浦ケーブルテレビ株式会社	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
19	ニフティ株式会社	NifMo	4/1～5/31	20GB/月	25歳以下
20	ビッグロブ株式会社	BIGLOBEモバイル	4/1～5/31	20GB/月	25歳以下
21	UQコミュニケーションズ株式会社	UQ mobile	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
22	Y.U-mobile株式会社	y.u mobile	4/9～5/6	25GB (期間)	25歳以下
22	横浜ケーブルテレビジョン株式会社	J:COM MOBILE	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
23	LINEモバイル株式会社	LINEモバイル	4/1～4/30	10GB/月	25歳以下
24	インターネットイニシアティブ	IIJmioモバイル	4/1～4/30	30GB/月	25歳以下

学生の学習に係る通信環境の確保

- 総務省、通信事業者の発表を踏まえ、4月6日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等について通知。

1. 学生の通信環境等への配慮等について

- (1) 遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は面接授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。

なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。

学生の学習に係る通信環境の確保

- 総務省、通信事業者の発表を踏まえ、4月6日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等について通知。

(2) 十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。教室やPCルーム等を開放する場合には、4月1日付高等教育局長通知「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた通信サービスについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境の確保に関し、総務省から電気通信事業者関係団体に4月3日付で要請が行われ、それを受け、複数の電気通信事業者においては、携帯電話の通信容量制限等について特別な通信サービスの提供を公表しているところ、学生が遠隔授業の受講に当たってこうしたサービスを活用することが想定されます。

当該サービスは、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、大学等の遠隔授業における学生の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各大学等においては、当該サービスの趣旨について、HPへの掲載や学生へのメール連絡等により学生に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組をお願いします。

【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、困難や不安を抱えている学生等が増えてきています。各大学等においては、学生等への修学支援については、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、学生等からの相談に対しても、きめ細かな対応をお願いします。

事務連絡
令和2年4月30日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について
(依頼)

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、困難や不安を抱えている大学や短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、大学等という）の学生等が増えてきています。各大学等においては、学生等への修学支援については、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、学生等からの相談に対しても、困難や不安を抱える学生等の目線に立って、引き続き、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いいたします。その際ご活用いただけるように、この度、これまでにお知らせしているものを含め、修学支援新制度等のほか、関係省庁の制度を含め、困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度について、取りまとめました。各大学等におかれては、本事務連絡の内容や、大学独自に行っている取組も含め、適切に対応いただくようお願いいたします。なお、今回お知らせするものは、現時点での主なものを掲載しており、関係省庁の施策を含め、今後随時更新していきます。

記

各大学等においては、学生等への修学支援について、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、学生等からの相談に対しても、例えば問い合わせ窓口を一本化する等、困難や不安を抱える学生等の目線に立ち、電話やメール等での相談にも、確実に対応ができる体制をとり、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いいたします。特に、修学支援関係の相談については、総合的に案内できる窓口を設置するとともに、その連絡先について、学生等に確実に周知を行うようお願いいたします。

また、令和2年4月17日付高等教育局長通知等においても依頼しているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくよう、改めてお願いいたします。さらに、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的に困難な学生等に対するきめ細かな配慮を行い、やむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切な対応をお願いいたします。

なお、各大学等が独自に行う授業料減免のうち家計急変を事由とするものに対する支援については、令和2年度補正予算に計上しています。各大学等におかれては、このことも踏まえつつ適切な対応をお願いいたします。

また、経済的に困難な学生等への対応として、授業料等の納付猶予等を行うことをお願いしていますが、猶予したこと等により、一時的な資金不足となる場合には、日本私立学校振興・共済事業団が行っている学校法人等向けの融資事業や、学校の規模等により、日本政策金融公庫の国民生活事業における事業資金融資等を活用いただくことも、必要に応じてご検討ください。

また、高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生等については、家計急変後の所得見込みで判定を行い、災害時と同様の考え方等で、要件を満たす世帯の学生等を支援することとしており、家計急変に該当しない方についても、現在、在学採用の申込を、6月下旬まで受け付けているところです（※4月30日時点での締め切り）。これらについては、3月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について（周知）」や4月27日付「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた高等教育の修学支援新制度の運用等について（周知）」、独立行政法人日本学生支援機構からの事務連絡、等もご参照の上、各大学等における各種期限の設定についても適切な対応をお願いいたします。

各大学等における独自の支援策を含め、こうした学生等への修学支援制度について、支援を必要とする学生等や保護者に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、学生等からの相談に対しても、確実に対応ができる体制をとり、柔軟かつきめ細かに

対応いただくようお願いします。

<困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度等（4月30日時点）>

① 高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和2年度1回目は4～6月）に申込みことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

申込時期：在学採用（令和2年度1回目は4月～6月）、家計急変の採用（随時）

申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合先：給付型奨学金について 各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
授業料等減免について 各大学等の窓口

※授業料等減免については、給付型奨学金の支援区分と共通です。

② 日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用（4月～6月）に申込みことで支援が受けられます。第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額異なります。）、第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者の場合）から貸与金額を選択できます。新制度よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。なお、入学時に希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

申込時期：在学採用（4月～6月）、家計急変の採用（随時）

申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

③各大学等の授業料納付猶予・延納や各大学独自の授業料等減免等【制度等により異なる】

概要：経済的に困難な方については、多くの大学等で、授業料の納付猶予や延納等を行っています。また、各大学等が独自に授業料等減免や奨学金の制度を持っている場合もあります。

問合先：各大学等の窓口

④自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（こうした支援については、日本学生支援機構の Web ページでも一部紹介しています。）

問合せ先：各大学等の窓口や自治体の窓口

<修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等>

⑤生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

⑥生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

⑦母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

<その他>

⑧特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。

申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問合せ先：特別定額給付金コールセンター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日，休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで，平日9:00～18:30）

⑨日本政策金融公庫の教育ローン 【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し，学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.71%（固定金利）です。

申込時期：随時

問合せ先：日本政策金融公庫（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>）

⑩雇用調整助成金の特例措置 【雇用主】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が，休業手当を払う場合，学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

※現時点での主なものを掲載しており，関係省庁の施策を含め，今後随時更新していきます。

【別紙】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援
- ・家計が急変した学生等への支援について

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内3958）

E-mail: syosensy@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援①

新型コロナウイルス感染症による影響により、学生等が進学・修学をあきらめることがないよう、しっかりとサポート！

※大学生や専門学校生など

高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金

学びたい気持ちを応援します！

申込み受付中！

【制度概要】

- ・大学生等の修学支援については、次の両制度により進学・修学を後押し。
- ・両制度ともに、現在、在学者を対象とした募集を実施中（4月～6月末：新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、5月末までの締切を延期）。

高等教育の修学支援新制度

真に支援が必要な低所得世帯（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、**授業料等減免**と**給付型奨学金**により支援（令和2年4月開始）

詳しくは 文部科学省 特設HP「学びたい気持ちを応援します」
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

貸与型奨学金

より幅広い世帯を対象として**貸与型奨学金**により支援

- ・無利子奨学金：年収800万円未満
- ・有利子奨学金：年収1100万円未満（いずれも4人家族モデルケース）

詳しくは 日本学生支援機構HP「奨学金の制度(貸与型)」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>

【家計急変世帯への対応】

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯の学生等について、随時受付。家計急変後の所得により判定し、支援。

高等教育の修学支援新制度

今般の新型コロナウイルス感染症による家計急変にも対応できるよう運用拡充。

更に、当分の間、申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充。

（申請日の属する月から支給可能が可能なのは6月末までです。）

詳しくは 文部科学省HP「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

貸与型奨学金

無利子奨学金・有利子奨学金ともに、従来から、家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生等を対象として支援を実施。（随時、申請を受付）

詳しくは 日本学生支援機構HP「緊急採用・応急採用」
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

【問合せ窓口】

奨学金について相談したいとき・・・**日本学生支援機構 奨学金相談センター** **奨学金**の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

電話 **0570-666-301**（月～金、9時～20時）

※ 土日祝日、年末年始を除く

授業料等減免や各大学等における申込の詳細について相談したいとき・・・**各大学等の相談窓口**に相談

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援②

各大学独自の修学支援とその他の関連する支援制度

困ったらまずは相談！

＜授業料納付時期の猶予等や各大学等の独自の授業料等減免等による支援＞ **詳しくは** 各大学等の窓口にお問い合わせください

授業料納付時期の猶予等

文部科学省としては、入学料等初年度納付金や授業料等の納付が経済的に困難な学生等に対しては、**納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等**、きめ細かな配慮について、各大学等に対して要請。（3月24日／4月17日通知）

各大学等独自の授業料等減免等に対する支援

高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金に加え、緊急経済対策において、**各大学が独自に行う授業料免除のうち、家計急変を事由とするもの**について支援を行うこととして必要な経費を計上。
（〔参考〕令和2年度補正予算案 国立大学：4億円、私立大学：3億円）

この他、自治体や民間による独自の奨学金等を活用することもあります

＜その他支援策など＞（文部科学省以外の制度）

特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付。

特別定額給付金コールセンター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）
03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

詳しくは

生活福祉基金貸付制度における緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への20万円以内の資金の一時的な貸付等を行う。

詳しくは

お住まいの市町村の社会福祉協議会又は全国の労働金庫（ろうきん）

雇用調整助成金の特例措置 ※雇用主向け

厚生労働省の雇用調整助成金において、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特例措置を実施。

詳しくは

厚生労働省Webページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

1 高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)



まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます!

対象
住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容
授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

2 貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象
【無利子奨学金】
目安年収※ ~約800万円
【有利子奨学金】
目安年収※ ~約1,100万円
※上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・
自宅通学の場合

1・2共通

申請期間 2020年4月～
(学校ごとに異なります) **申請方法** ① 申込案内などを学校から受け取る。
② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

○ 世帯(父母等)の収入が大きく減った人 ▶▶▶ 「家計の急変」として申し込みできます!

- 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
- 2019年度に申込みして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。

○ その他、例えば下記に該当する人 ▶▶▶ 奨学金の在学採用に申し込みできます! (世帯収入等の基準を満たす人が支援の対象です)

- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイトなどの収入が減ったため、新たに支援を受けたい人
- ✓ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
- ✓ 2019年度に申込みなかった人

○ 既に貸与奨学金を利用中の人 ▶▶▶ 更に支援が必要であれば、利用額を増額することができます! (貸与上限額あり)

くわしい情報はこちら

新制度の概要
文部科学省
特設HP



**貸与型奨学金の
制度概要**
日本学生支援機構HP



**進学資金
シミュレーター**
日本学生支援機構HP

「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)



支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301 (月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましよう。

家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金）

趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額) <small>※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。</small>	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 （数か月分の所得から年間所得（見込）を推計）
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎（急変事由発生から15カ月経過後は1年毎）に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は先の扱いに戻す）

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	<p>家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定</p> <p>（基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合</p>	<p>家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定</p> <p>（基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合</p>	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額	

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私 立		国公立		私 立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額				50,000円				50,000円
	30,000円	40,000円	30,000円	40,000円	30,000円	40,000円	30,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和2年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式：0.002%
- ・ 利率固定方式：0.070%

※ 家計収入（年額）が一定額以上の場合、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。